

令和2年4月30日

Next あびこ 御中

我孫子市長 星野 順一郎



日頃から、市政に深いご理解をいただきありがとうございます。

このたび、いただきました要望書について、次のとおりお答えいたします。

今後も市政について、お気づきのことがありましたら、お聞かせくださいますとともに、我孫子市の発展のためにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

件 名 新型コロナ対策にかかる確認および要望事項

1. 市民に対する情報提供の在り方（要改善事項）

○千葉市は、HPを緊急時トップページの設定にし「コロナモード」に集約！

（回答）市ホームページの緊急時トップページ「我孫子市緊急災害サイト」は、東日本大震災時の計画停電やホルムアルデヒドによる断水時のアクセス過多が原因で閲覧障害が発生したため、障害を防ぐことを目的に平成27年7月から設定できるようにしました。

現在のアクセス数では、閲覧障害が出ていないこと、またトップページに「新型コロナウイルス感染症関連情報」を設け、そのページに新型コロナウイルス感染症の内容を集約していることから、引き続き通常のトップページで情報を発信していきます。

今後、アクセスが集中し、閲覧障害が懸念される場合は、「我孫子市緊急災害サイト」に切り替えて情報を発信します。

○ タイムリーな発信を実践してほしい

・ SNS（Twitter など）ツールをもっと駆使して欲しい

（回答）市では、公式 SNS として Facebook と Twitter を活用し、新型コロナウイルス感染症の対策や、市の対応などの情報を随時発信しています。引き続き、感染症対策に関する情報、さらに国で予定してる給付金や手当などの様々な支援策に合わせて市としても迅速に対応し、情報を発信していきます。

・ 情報弱者を極力減らす（過負担になってはいけないが、自治会回覧の活用）

（回答）広報あびこでは、3月16日号から新型コロナウイルス感染症に関する情報を毎月掲載しています。今後も広報あびこに新型コロナウイルス感染症に関する対策や市の対応、支援策などの情報を掲載していきます。

また、市やまちづくり協議会から自治会へ依頼する回覧物については、市民の接触の機会を減らし、感染リスクを低減させることを目的に原則休止にしています。

しかしながら、自治会の回覧はスマートフォンやインターネット環境等をお持ちでない家庭へ情報を提供するための重要な手段でもあるため、市として状況を考慮し、必要と判断した回覧物については、依頼文に「回覧はポストへ入れて手渡しを避ける」旨を記載するなど、自治会へ特段の配慮をお願いした上で回覧を依頼します。

・ 対策本部会議の議事録（会議録）のレジメに沿った公開（概略で構わない）

（回答）新型コロナウイルス感染症対策本部会議は、「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」において、公開しなければならない会議に該当しないため、議事録の作成をしておりません。会議の決定事項等につきましては、開催後早急にホームページ等でお知らせしております。

○いい機会だと捉え、メール配信システムの登録の促進を図る

(回答) 広報あびこやホームページ、Facebook、Twitter を活用しながら、メール配信サービスの登録の促進を図っていきます。なお、広報あびこ 5 月 16 日号では、メール配信サービスの「保健センターだより」を登録することにより、新型コロナウイルス感染症を含む様々な情報を受信できる記事を掲載します。

○利用率の高いLINE活用の検討を（災害・子育て・手続き等に限定）

(回答) LINEの活用は、自治体アカウントの取得や発信する情報等を含め、関係課と検討していきます。

○ ICT等を利用しない市民に対する情報提供手段として、広報の「コロナ対策特集ページ」を広報に差し込む。

(回答) 広報あびこでは、新型コロナウイルス感染症に関する特集を掲載しています。今後も広報あびこ内に新型コロナウイルス感染症に関する対策や市の対応、支援策などの情報を特集として掲載していきます。

2. 日常生活にかかる支援

○買い物弱者（≡交通手段を持たない独居の高齢者）のフォロー体制をどうするか

(回答) 今般の新型コロナウイルス感染拡大や県からの外出自粛要請を踏まえ、自力での外出が難しい要支援・要介護高齢者には、各担当ケアマネジャーが必要に応じサービス内容の調整を行っています。

また、各地区の高齢者なんでも相談室においても高齢者や家族への声掛けを行うことにより、適切なサービス利用につながるよう配慮しています。

さらに、80歳以上で要支援・要介護認定を持たない独居高齢者及び介護保険等のサービスを利用していない独居高齢者に関しては、例年保健師・看護師が訪問にて実施してい

る「独居者訪問」を現在「電話訪問」に切り替えて実施しており、4月24日現在204人の独居高齢者に対し直接電話にて安否確認や困りごとの聴取を行っています。その中において、買い物に関する困りごとを挙げた方はいませんが、今後も引き続き取り組みを継続していきます。

○運動不足対策（室内でできる「ちょっとした運動」などの促進）

（回答）高齢者の運動不足に対する対応として、市ホームページに『高齢者施設がお休みでも！自宅でできる運動』と題し、「我孫子市健康づくり動画」の紹介を行っています。そこでは、あびこ市民の歌健康体操やウォーキングレッスン等を掲載しています。併せて、日本老年学会が『新型コロナウイルス感染症、高齢者として気を付けたいポイント』について作成したチラシも掲載しています。

また、80歳以上で要支援・要介護認定を持たない独居高齢者及び介護保険等のサービスを利用していない独居高齢者を対象に「独居者訪問」を実施していますが、現在、高齢者宅への訪問を自粛しているため、電話番号の把握がある高齢者に対しては、「電話訪問」を行い、健康状態や安否の確認、ラジオ体操や散歩程度の運動等について、情報提供しています。

3. 学童保育の環境改善

○過密状況（3密）の絶対的な改善

（回答）学童保育室は、緊急事態宣言発令後も社会機能を維持するために開室しています。3密とならない保育に努めていますが、保育室の大きさや人員にも限りがあり、完全に3密状態を回避することは困難なため、子ども達やその家族を守るため、緊急事態宣言が発令された主旨を理解いただく内容を保護者へ通知しました。

○4月9日以降に協力依頼を発出することになると思うが、利用自粛の徹底

(回答) 4月9日の保護者への通知では、感染リスクを少しでも下げするため、より一層の家庭保育をお願いしました。

また、家庭保育の協力を後押しするため、休止届を提出することにより、4月分(5月分)の学童保育料(延長保育料を含む)を全額免除としました。

4月10日のマチコミメール(学童保育保護者への連絡メール)でも、在宅勤務等で保護者が自宅にいる場合、祖父母等、保護者以外に保育ができる方がいる場合については、学童保育室利用の自粛を要請しました。

4月13日以降の登室率は、臨時休校中の中で最少の人数(3割~2割)で推移しています。

○使用していない学校教室を利用し、「3密」の改善を図る

(回答) 学童保育室での3密の改善を図るため、閉室しているあびっ子クラブの教室や校庭を利用するなど工夫しています。

○3密の改善を徹底しようとするれば、支援員だけでは対応できない。支援員のみでフォローできない部分は、学校教職員や経験者等に支援を募る

(回答) 現在、学童スタッフの勤務負担を減らすため、子育て支援施設(わくわく広場、すくすく広場等)の保育士や、教育委員会 公民館講座コーディネーター(幼稚園、保育士経験者等)の応援を要請し、支援体制を整えて運営しています。

今後、登室児童数が増えた場合には、文部科学省からも「教育委員会の職務命令等に基づいて学童保育の業務に携わることは可能である」と通達が来ていることから、教育委員会に支援の協力をさらに要請し、スタッフの負担軽減に努めていきます。

4. 学校休校時の学習について

○現在配布しているプリントでは「薄くて少ない」(1週間で終わる)

(回答) 臨時休業中の課題については、発達段階に合わせて内容や量を検討して出しています。また、我孫子市では児童生徒一人一人に ID を配付し、オンラインでドリル学習ができるようになっていました。学校再開後は、臨時休業中の課題が終わっているかどうかの確認や、理解できているかの確認を行います。3月より児童生徒が家庭で過ごすことになったので、各家庭には学習面だけでなく生活面も含めて協力をお願いしています。

○「スタディサプリ」を活用している自治体もある(限定無料)…大阪府大津市

○LTE タブレットの貸与などの検討(熊本市)→遠隔授業の実施

(回答) 現在、文部科学省や経済産業省が行っている、ネットで学習できるサイトを紹介しています。緊急事態宣言が出ているので、できるだけ児童生徒が接触しないためにも、学校での指導はしておりません。タブレットの貸与については、学校に配置されているタブレットはLTEに対応していないことや台数に限りがあること、セキュリティの問題など、すぐには解決できないものがあるので、貸与しておりません。

○昨年4月から正式な教科書として位置付けられた「子ども用のデジタル教科書」の活用を推進

(回答) デジタル教科書を導入するには、まず、ICT機器を一人一台整備する必要があります。ICT機器の整備と共に、検討してまいります。

5. 学校再開時の万全な対応をお願いしたい!

○マスクの着用の徹底…「外している先生」が少なくないとの声が多い(不安に)

(回答) 教職員のマスク着用の徹底については、4月10日の臨時校長会議でも確認をしたところです。教員や児童生徒用のマスクが足りない場合には、教育委員会から配付することを市長からも指示されています。教職員が児童生徒の前に立つときは、必ずマスクを着用するように今後も指導徹底して参ります。

○マスクのない子どもにマスクの配布

(回答) マスクがない児童生徒に対しては、学校から配付する等の支援をしていきます。手作りマスクについては、家庭科の手縫いの学習が5年生の学習、ミシンが6年生の学習であることから、臨時休校で自宅に長くいる時間を活用して、小学校5・6年生や中学生は自分で製作するように課題として与えたり、学校再開後に作製する時間を確保したりすることも考えていきます。また、弟や妹、下級生にプレゼントするように多めに作成したりするような意欲付けを図り、自分たちも感染を防いでいく一員であるという意識を醸成することも考えて参ります。

○「3密回避」の徹底…始業式を体育館で実施した学校があった。有り得ない。

(回答) 始業式を体育館で実施した学校がありましたが、「3つの密」が同時に重ならないよう、換気に注意し、マスクも着用して実施しました。また、登校前の体温チェックを確認し、測ってこなかった児童は体温を測ってから教室に入るようにし、体育館での着任式・始業式も短時間で終わる計画で実施しました。

○全小中学校に消毒液が行き渡っているか常に確認する→ハウレンソウの徹底を！

(回答) 4月6日に、次亜塩素酸ナトリウム溶液(商品名:ピューラックス)を全小中学校に配付したところで、約半年程は十分に使える量に当たります。今後も品薄になっている消毒用アルコール等の発注を続け、学校に配付できるように努めて参ります。

○体温測定の際の感染予防のため、肌に接触しないで図れる体温計を完備する。

(回答) 非接触型の赤外線体温計については、いくつか学校に備えがありますが、現在は品薄であり、購入しづらい状況です。この状況が改善次第、各学校の配当予算にて必要な数を購入するように指示します。

6. DV 対策→現状と対応

○学校等が休みになったことにより、顔を合わせなくなったことから状況の把握が困難になっているものと思われる

(回答) 臨時休業中、担任より児童生徒に電話等で連絡をとり、家庭での様子や健康状態、学習状況等の確認をしています。

○現状、相談件数は増えているか？（「潜行」してしまっているのではないか？）

(回答) 緊急事態宣言以前からの相談件数の推移を見ると、現段階では相談件数が増えているということはありません。しかし、相談件数が増えていないからといってDV 案件が増加していないということではない、という認識をもって対応しています。

○気になる児童については、家庭訪問や電話等での声掛けも必要ではないか？

(回答) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を受けての学校等の休業の措置により、子どもの生活環境が大きく変化し、家庭全体における育児疲れや生活不安等による子どもへの影響が発生することが懸念されます。

相談件数に顕著な伸びは見られておりませんが、この状況を受けて子ども相談課は、子どもの状況を把握し、支援が必要な子どもや家庭に適切かつ迅速に対応することを目的に、市内小中学校及び保育園、幼稚園、認定こども園等に対し、所属するすべての児童、生徒の生活状況の把握（電話等による）を依頼したところです。

その中で保護者が不安定になり、子育てに影響が出ている家庭、子どもに手をあげてしまう等虐待が疑われる家庭を把握した場合、子ども総合相談窓口（子ども相談課）の案内及び把握した情報の共有をお願いしています。

また、子ども虐待等防止対策地域協議会において進行管理している児童・生徒がいる家庭については、関係機関と情報共有をしながら、引き続き電話や場合によっては訪問により、相談支援を行っています。

7. 給食の停止による懸念事項

○給食がなくなり、児童の栄養補給路が断たれていないか？

○現在、フォローはできているのか？

児童生徒の食生活にとって学校給食の果たす役割は決して小さくないと考えています。各学級担任が児童生徒の休業中の生活や学習のフォローを行っていますので、懸念のある子どもに対しては、適切に対応していると考えています。

8. 庁内の健康管理

○庁内でクラスターが発生すると、役所機能が止まってしまう。

○しかしながら、マスクをしていない職員を散見する。

○大丈夫という過信は厳禁！マスクの着用の徹底を！

(回答) 職員については、マスクの着用を含めた咳エチケットの徹底を周知しています。また、窓口業務や相談業務を主に行う職員には、マスク着用を推奨し、市中での購入困難な状況にあることから必要に応じてマスクを支給しています。

○時差出勤、ローテーション（勤務パターン分け）などの工夫は？

(回答) 新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、令和2年3月3日に職員に通知し、時差出勤による柔軟な勤務体制を実施しています。

○自宅勤務・テレワークが可能な業務はあるか？「業務棚卸し」のいい機会

(回答) 全庁にサテライトオフィスやテレワークの可能な業務、執務環境、必要な人数、業務の継続について調査し、4月21日から在宅勤務及びサテライトオフィスによる分散業務を順次実施しています。

○オンライン化の徹底（事業者とも Skype・zoom などを活用し接触機会を低減）

（回答）接触機会を低減することは、感染症対策として有効と考えます。

既に実施しているサテライトオフィスの他に即時に対応できる例としては、既存の電話機のスピーカーフォンの機能を用いて複数の者同士の会話による遠隔会議等、コミュニケーションツールに代替する手法を用いることもできます。

また、遠隔会議システムのうち、Zoom Video Communications 社の「Zoom」の特定のバージョンにおいては、令和2年4月13日付事務連絡「地方公共団体におけるテレワークに係る留意事項について（情報提供）」において、セキュリティ上の問題も報告されています。当該サービスに関わらず、遠隔会議システムの利用にあたってはセキュリティリスクを考慮し、導入する必要があると考えています。我孫子市においては、非常事態の最中であっても情報漏洩等をおこさないよう、セキュリティを確保しながら接触機会を低減する体制を検討してまいります。

○庁舎・行政SC等への来庁機会を低減する（オンライン・郵送活用）

○市民にも協力と行動変容を求めることが必要！

（回答）新型コロナウイルス感染症に係る市の対応として、郵送対応が可能な手続きなどをとりまとめた「窓口に行かずに出来る手続き・相談のご案内」が市ホームページ上に公開されており、当該ページの周知を図る掲示物を庁舎入口や各行政サービスセンター入口へ掲示することでご案内に活用しております。

また、問い合わせを受けた際には、郵送対応の可否や申請書の記入方法の説明を行うなどで来庁機会や待ち時間の低減化を図っております。

9. コロナ対策としての補正予算の計上は？

○コロナ対策として必要な経費を確保（自治体によっては財政調整基金で対応）

（回答）新型コロナウイルス感染症の対応では、国・県が発信する情報を庁内関係機関と

共有し感染防止に努めることとし、必要な予算については予備費充用または補正予算において速やかに措置するものとします。

10. 不要不急の執行は抑え、次年度の歳入減に備える

○来年度の大幅な税収減に備え、今年度事業についても見直しが必要

○どうしても実施しなければならない事業（内容）の予算執行に留めることも必要

（回答）令和2年度の事業の実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、公共施設の臨時休館や市立小学校・中学校の臨時休校など対策を講じることによる様々な影響を考慮し、適切な対応に努めるものとします。

11. 業務継続計画（BCP）について

○4/8付の報告で「各課の対応について、業務継続計画（BCP）の検討を行う」とあったが、その具体的な内容とスケジュールは？

（回答）我孫子市業務継続計画では、その計画自体をそのまま適用することで、社会的な混乱を招いたり、市民生活に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、対策本部の決定に基づき、柔軟に運用するものとされています。

今回の新型コロナウイルス感染症にかかる対応についても、すべての業務において市の業務水準にそった業務停止とはしていない状況です。行政機能を維持していくため、各窓口にスクリーンの設置を行うなど感染拡大防止策を講じたり、市民生活に不可欠となる業務を継続させるための「サテライトオフィス勤務」を積極的に活用しています。

12. 市内企業への支援

○市として独自に対応を検討している経済対策はあるか？

（回答）市独自の経済対策については、5月15日の臨時議会に上程させていただきます。

○市内企業に対する、緊急経済対策メニューのアプローチは？

(回答) 緊急経済対策メニューに関しては、国や県の情報が入り次第、速やかに市のホームページに掲載しています。また、事業者向け情報メール配信をするとともに、我孫子市商工会にも適宜情報提供を行っています。

緊急経済対策メニューを含めた事業者等からの電話相談は、4月27日時点で電話相談が266件あり、内容に応じてきめ細やかな対応を行っています。そのうち、市のセーフティネット保証の認定を受けた件数は58件となります。

セーフティネット保証の認定に関しては、事業者の方も急いでいることから、認定業務を最優先し翌日交付できるよう努めています。

13. 市税等の猶予措置

○納税猶予をしないと資金繰りが回らなくなる市民が出てくる可能性も歪めない

(回答) 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を期日までに納付することができない場合、収税課に申請し、要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる税制上の救済措置があります。

現在も、猶予申請に限らず、納付が困難な方に対しては、その都度、納税相談をさせて頂き、今後の納付計画に対し適切に対応させて頂いております。

○現在検討を進めている事項はあるか？

(回答) 納税猶予制度については、ホームページへの掲載等を中心に収税課窓口等においても納税猶予制度の周知に取り組んでいます。

また現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税を納期限内に納税することが困難な方を対象とした税制上の措置として「徴収猶予の特例制度」(案)が国会で審議されていますので、法案が可決され次第、市のホームページ等で周知していきたいと考えています。

14. 市内における（一人ひとりができる）感染症対策

○（十分な睡眠・栄養摂取等による免疫力の向上はもとよりとして）

○「手洗い・うがい・マスク」だけで、感染症対策として万全とは言えない。

○感染の拡大やクラスター化を防ぐため、徹底して行うべき事項について、市民への周知徹底が必要不可欠（情報弱者へのフォローも重要）。

○ワクチンや特効薬がない現状において、一番の感染症対策は人との接触を断つことしかない。国はこれまでの接触を8割削減、少なくとも7割削減するように強く要請している。専門家によっては、98%接触を絶たないとピークアウトは難しいとも言われている。

○そこで、「全ての分野において、人との接触を可能な限り断つ」ことを主眼に、今後の対策を講じる必要がある。

（回答）厚生労働省のQ&A（一般の方向け、令和2年4月16日時点版）においては、「人と人との距離をとること（Social distancing；社会的距離）、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家やオフィスの換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりとすることで、自己のみならず、他人への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要」と記載されており、これらの状況を踏まえ、「3つの密」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などを引き続き周知徹底していきます。

15. 医療体制と対応状況

○3/27に「JAとりで総合医療センター」が救急外来及び一般外来を14日間停止しているが、小児救急への（大きな）影響は生じてないか？

○厚生労働省は、軽度の感染者は家庭や自治体を用意した施設で隔離することを表明しており、自治体によっては施設を用意しているところもある。

○今後、感染が拡大して感染者が急増すれば、各自治体でも隔離するための施設の準備が必要であり、検討しておく必要がある。

○また、家庭で隔離する場合、家族等への感染が心配される。

○家庭で隔離する場合の諸注意の徹底と支援策を検討する。

○感染拡大を防ぐため、医師会の協力を得て病院の一部に発熱外来を設置するための検討をする。

(回答) J Aとりで総合医療センターは、4月12日まで診療を停止していましたが、その間、小児救急の急増等はありませんでした。小児救急の要請については、市内医療機関や近隣市の医療機関への搬送で対応し、大きな影響はありませんでした。

また、4月16日には、軽症者等の宿泊療養を実施するため、当面2,000室を目標に宿泊施設を借り上げていく、と千葉県から発表があり、宿泊施設の確保が開始されています。

家庭での隔離にあたっては、「家庭内でのご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省)および「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」(一般社団法人日本環境感染学会)を参考にお過ごしいただくよう、ホームページ等で周知を図っていきます。

発熱外来につきましては、千葉県および医師会にて検討されているため、要請等に応じ、市でも協力をしていきます。